

意思決定支援に関わる概念、考え方の比較

○ 筑波大学・NPO 法人 PAC ガーディアンズ 名川 勝 (会員番号 001915)

expressed wish、best interpretation of will and preference、best interest

1. 研究目的

前回の発表（名川，2016b）において、筆者は南オーストラリア州権利擁護庁(OPA)、HCSCC ならびに ASSET(SA)において開発が進められた意思決定支援の方法論である SA-SDM を取り上げ、その中心概念である expressed wish について、特に best interest との対比により論じた。日本では今年、厚生労働省から意思決定支援に関するガイドラインが出されたが、そこで基本理念とされている best interest は本来、代理代行決定に際して依拠すべきものである。これを見てもわかるように、意思決定支援に関わる理念もしくは概念は混在し、混同されやすい。結果として、未だに具体的な支援の方法などが整理されていないのが現状であるように見受けられる。本稿では、前回取り上げた2つの概念に best interpretation of will and preference を加え、それらを情報の取扱いや支援者との関係などを観点として比較、検討する。

2. 研究の視点および方法

これまでに発表された、意思決定支援に関する文献・資料などから、今回の諸概念に関するものを中心に抽出し検討した。SA-SDM については名川（2016b）と同じ文献を対象としているが、今回 best interest についてはその拠り所として国連・障害者権利条約 12 条とこれに関する一般意見書 1 号、およびそれらに関する研究論文等を参照した。また will and preference についても同等だが、加えて、特に Scope Australia ならびに Jo Watson の一連の著作等を多く用いている。（引用・参考文献一覧は当日資料として配布予定）

3. 倫理的配慮

報告にあたっては、日本社会福祉学会研究倫理指針に準拠した。

4. 研究結果

【expressed wish】【best interpretation of will and preference】【subjective best interest】【objective best interest】について、定義的説明、情報源、意思の決定者、支援者の役割、他者の影響、親和的なモデルや考え方、などの観点から比較した。これを表 1 として示す。なお will and preference については、必ずしも権利条約ならびに 12 条に関する一般意見書 1 号においても明確な定義的説明がない。ここでは Duffield et al（2016）などに従い、意思決定すべき本人が表出・発出する好き、嫌いなどに関する諸情報であると定めた。さらに will は本人から意図的に(intentionally)表出される言葉やサインなどで

あり、**preference** は非意図的(unintentionally)に発出される諸情報であるとした。そのため、**preference** には本人が意図せずに発出された選好を反映する行動、声、視線、接近・回避、頻度、関わりの強度、嗜好歴なども含む。

5. 考 察

これらの概念は、情報の取り扱い方や支援者と本人との関係を観点として置くことである程度整理することができた。他者の解釈を介入させず本人の意思の表出を支援し、その表出する環境を作るとともに本人の表出意欲と方法を高めるという点で、**expressed wish** は本来の意思決定支援であると言える。そのため、他の概念を含める際には、広義のもしくは“いわゆる”意思決定支援とする認識を共有しなければ、安易に **best interest** に流れる風潮が広まると懸念される。Duffield et al (2016) など **best interest** を否定する。ただし【**best interpretation of will and preference**】と【**subjective best interest**】は、最後に得られる成果が相対的に他よりも近いと思われるが、どのように相違があるのかについては十分検討されないなど、まだ初期案を示したにすぎない。名川 (2016a) などが層構造として示したように、意思決定支援という行為はその場での決定要請事態に応える関わりや、意思決定の可能性 (いわば **capability** ; Hallahan, 2016、名川, 2017) を高める関わりなどあり、一様ではない。それを踏まえた検討がさらに必要であると考えられる。

表1: いわゆる『意思決定支援』に関連する概念の比較

	expressed wish	best interpretation of will and preference	best interest	
			subjective best interest	objective best interest
和訳(仮)	表出された意思、内なる希望	意思と選好に基づく最善の解釈	主観的な最善の利益	客観的な最善の利益
説明	本人による、表出された希望であり、本人から意図的に表出される意思決定	本人から意図的に表出されたメッセージ(=意思)と本人の選好を明示する諸情報(=選好)に基づき他者が解釈する、本人の意思決定	特に本人の嗜好、選好を重視して他者が判断する最善の利益	特に客観的な本人利益を重視して他者が判断する最善の利益
情報源	本人の発した言葉、意図的なメッセージなど言葉ではないサインや選択などを含むが、本人が意図的に表出しており、他者の解釈が介在しない情報であること	本人から意図的に表出されたメッセージ(意思)ならびに、本人意図にかかわらず本人の選好を反映する情報(行動、声、視線、接近、回避、頻度、関わりの強さ、これまでの嗜好歴等々)に関する多様な情報	本人の主張する利益 支援者・周囲が本人利益であると考ええる事項・情報 本人選好・嗜好に関連する事項・情報	本人の客観的な利益 支援者・周囲が本人利益であると考ええる事項・情報 安全衛生管理原則
意思の決定者	支援を得て、本人が決める	本人による意思と選好について、他者が解釈する	主観的な利益を重視して、支援者・周囲が決める	客観的な利益を重視して、支援者・周囲が決める
支援者の役割(支援者の関係)	本人が決める手伝いをする。情報を提供し、本人が言いやすく応答的な環境を作り、意思を伝える筋道を作り、自己効力感を高める。	公に共有された手続き枠組み(framework)に則り、will and preferenceを収集し、それらに基づき本人意思を解釈する。	主観的な最善の利益に基づき、本人に代わって本人意思を決定する。	客観的な最善の利益に基づき、本人に代わって本人意思を決定する。
他者の影響	本人意思だが、意思決定過程で他者が影響することがある	情報の収集・共有と解釈に他者が関与する	他者による代理代行決定	他者による代理代行決定
親和的なモデル、考え方	SA-SDM(Cher Nicholsonほか) empowerment model strength model(Rapp and Goscha, 1997,2012) self-efficacy capability(Hallahan, 2016、名川, 2017)	supported decision-making framework(Watson, 2010ほか) steps in decision-making support (Scope Australia)	rescue model / emergency model capacity, lack of capacity	

備考	※expressed wishはSA-SDMにおける本人意思に関する概念 ※「表出」は本人意図による。「発出」は本人意図の有無を問わない。 ※「意思と選好に基づく最善の解釈」と「主観的な最善の利益」は、比較的近い考え方であると思われる。 ※strength model(Rapp and Goscha, 1997,2012)では、願望(desire)・熱望(aspiration)などを本人の重要なストレングスとしている。 SA-SDMにおける expressed wish に近い支援姿勢や支援方法が見受けられる。 ※いずれの場合も、基本的には本人の生命など重大な危機がある場合は回避される(他者が危機回避を選択する) ※近似する考え方もしくは方法論として advance care directive, shared decision-making, co-decision makingもあるが、幾分応用的であると思われる。ここでは基本的な概念について検討した。(今後の課題)
----	--